建設業法第20条の2第2項の規定に基づく通知書

年 月 日

(宛先) 石狩西部広域水道企業団企業長

(住所)

請負人

(氏名)

年 月 日に落札決定の通知を受けた下記の工事について、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名:

□ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※: (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況把握のため必要な情報の入手先:(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することが できないものを記載

	(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)
発生するおそれのある事象※:(例) 〇〇均	也震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足
上記事象の状況の把握のため必要な情報	の入手先:(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添
※天災その他自然的又は人為的な事象に できないものを記載	より生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することが
C G G C G C IIC FA	
□その他連絡事項(空欄可)	
(自由記述:上記のほか工期等に影響を与えることだ	が想定される情報等)
※ 本通知書については、建設業法施行規則第 1	3条の 14 第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認める
ときに提出するものであり、当該事象の発生	まするおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
※ 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意	意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに
提出するものとする。	
※「上記事象の状況の把握のため必要な情報の)入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握
	るいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観
圧を有する統計貧科寺に裏付けられた情報を	:用いること(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認

※本通知書を提出していない場合であっても、石狩西部広域水道企業団建設工事請負契約約款に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

※本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、石狩西部広域水道企業団建設工事請負契約約款に基づき対応を行うものであることに留意すること(本通知の提出により契

することが困難である情報は除かれることに留意すること)。

約変更が約束されるものではないことに留意すること。)。